



福島県相双地域等(浜通り)で

介護職員として働きませんか

被災地における福祉・介護人材確保事業

新規採用職員及び中堅介護職員 就職支援金のご案内

**就職支援金の交付で、
あなたをバックアップします!!**

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県相双地域等(浜通り)の未来のためにあなたの力が必要です。

2011年の東日本大震災により、福島県の太平洋沿岸部(浜通り)に位置する相双地域、いわき市、田村市(相双地域等)は甚大な被害を受けました。

地震による被害を受けた地域や原発事故の避難指示が解除された地域の福祉の現場では今もなお介護職員が不足しています。

そのため、必要な介護サービスを十分に提供できなかつたり、定員まで入居者を受け入れることができないため人数を制限して運営せざるを得ない施設もあります。

地域に住み続けたい、故郷に戻りたいと希望する方が安心して地域で暮らすためには福祉の充実が不可欠です。

それを実現するためにあなたの力を貸してください。



福島県相双地域等(浜通り)で
介護職員として
働きたい方をバックアップします

新規採用職員及び中堅介護職員に対する **就職支援金**

新規採用職員、中堅介護職員として福島県相双地域等(※1)に所在する介護保険施設等(※2)で介護等の業務に6ヶ月以上就労した場合に就職支援金を交付します。

新規採用職員

対象者



介護保険施設等に新規で常勤雇用された方
※資格要件・経験要件、不問です。

交付内容



100,000円
(1回限り)

中堅介護職員

これまで介護保険施設等に5年以上の勤務経験があり、かつ介護福祉士または介護支援専門員の資格を有し、新規で常勤雇用された方

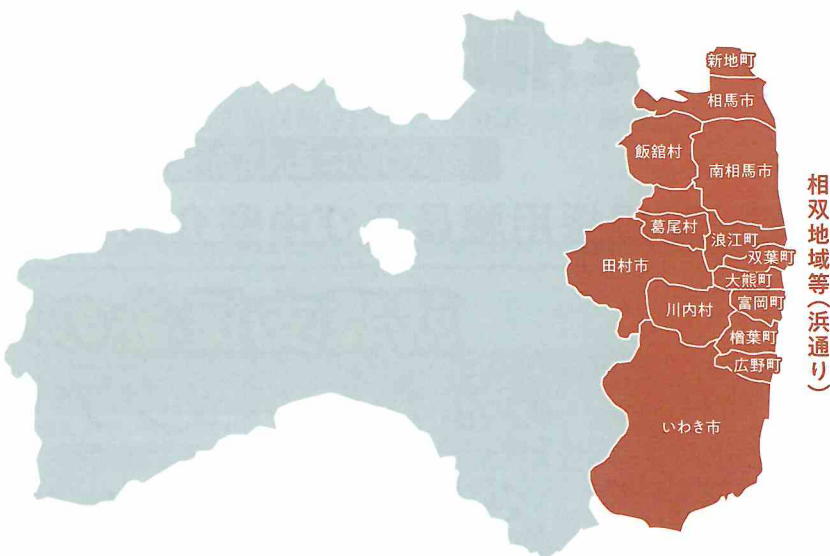
200,000円
(1回限り)

(※1) 福島県相双地域等とは…

相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市及び田村市を言います。(以下「相双地域等」)

(※2) 介護保険施設等とは…

介護保険法に規定する介護保険施設、(介護予防)居宅サービス事業所、(介護予防)地域密着型サービス事業所、老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)に規定する老人福祉施設をはじめ、福島県社協会長が認める事業所を言います。



相双地域等(浜通り)

就職支援金交付事業の申請までの流れ

STEP

01

就職先を探す(働きたい施設・事業所を見つける)

①福島県福祉人材センターやお近くのハローワークなどを通じて福島県相双地域等の求人情報を確認しましょう。

※福島県福祉人材センターは、福島県社会福祉協議会に設置しており、無料職業紹介事業などを実施しています。福島県福祉人材センターに求職登録していただきますと、福島県内の求人情報やイベント情報などが毎月届きます。詳しくはお問い合わせください。

②興味がある施設・事業所が見つかったら、雇用条件や応募方法などを確認しましょう。また、どのような施設・事業所なのか事前に施設見学や職場体験を希望する場合はお気軽にご相談ください。

STEP

02

就職先を決める(応募する⇒採用が決まる)

①応募したい施設・事業所が見つかったら、応募・選考方法などを確認しましょう。

②採用試験を受けて介護職員としての採用が決まり、就職支援金の交付を希望する場合は、ご自身または施設・事業所を通じて福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

STEP

03

申請の準備をする

①福島県社会福祉協議会の職員が、就職支援金に関する内容や申請方法について、詳しく説明し、交付対象に該当するか条件等を確認します。

②申請に必要な書類を就職先の施設・事業所の協力を得ながら準備し、福島県社会福祉協議会に申請してください。

お気軽にお問い合わせください

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

TEL

024-526-0045

よくある質問？

Q 被災地における福祉・介護人材に対する奨学貸付金とあわせて、就職支援金をどちらも受け取ることはできますか？

A できません。どちらかを選択いただくことになります。

Q 過去に就労支援金を受け取ったことがありますが、今回の対象になりますか？

A なりません。これまで福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業で就労支援金を受け取ったことがある方は対象外となります。

Q 就職支援金の交付対象となるのは、どのような方ですか？

A **新規採用職員の場合**

	新卒の方	無職の方	異業種の方	同業種の方
福島県相双地域等	●	●	●	※
それ以外の地域	●	●	●	●

A **中堅介護職員の場合**

	新卒の方	無職の方	異業種の方	同業種の方
福島県相双地域等	対象外	●	●	※
それ以外の地域		●	●	●

※福島県相双地域等の介護保険施設等で、すでに介護職員として働いている方が介護職員として転職する場合は対象となりません。ただし、福島県相双地域等の介護保険施設等で、相談職など介護職以外の職種で働いている方が、介護職に転職する場合は対象となります。



詳しくはホームページをご覧ください

ふくしまで、咲こう。

検索

<https://www.f-kaigoshogaku.jp>

お気軽にお問い合わせください

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111

被災地における福祉・介護人材確保事業

TEL **024-526-0045**